

(裏)

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、大和高田市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、戸籍の附票（除附票を含む。）、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等《注》の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

| |
|---|
| 《注》本人等 = (住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属する者 (戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属 |
|---|

2. 第三者に事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。なお、通知書を発送するまでには事務処理の期間を必要としますので、あらかじめご了承ください。
3. 通知の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、交付証明書の種別、通数、交付請求者の種別です。申請者の氏名等は通知の対象となりません。また、要綱第8条により通知の対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、その他の内容について確認が必要な場合は「大和高田市個人情報保護条例」に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。
通知の送付先は、事前登録者又は法定代理人の住民登録地になります。
4. 住民票の写し等交付通知書は、事前登録者についての住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するものです。なお、事前登録者と同一世帯の住民票、戸籍簿に記載されている者であっても、事前登録をしていなければ通知の対象となりません。
5. 転出又は転居、戸籍届出等により、事前登録した内容に変更が生じた場合、又は事前登録を廃止する場合は届出が必要です。届出をしなければ、通知が届かなくなりますのでご注意ください。
なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。
6. 事前登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の変更・廃止の届出をすることができます。ただし、この場合は委任状及び本人と代理人両方の身分証明書が必要です。
7. 事前登録の期間は、登録日（受付日の翌日）から3年間です。継続を希望される場合は、再度届出が必要です。
なお、この場合期間の終了する1か月前から手続きができます。